

第3回京都動物愛護憲章懇話会 会議録

日 時：平成26年8月7日（木）午後2時～午後3時45分

場 所：京都ガーデンパレス2階「鞍馬」

出席者：＜京都動物愛護憲章懇話会委員＞

村田 英雄 （京都産業大学総合生命科学部教授）
清水 弘司 （公益社団法人京都府獣医師会会長）
岩田 法親 （公益社団法人京都市獣医師会前会長）
安積 初江 （ハーモニー顧問）
松岡 幸子 （特定非営利活動法人アンビシャス理事長）
上村 享 （近畿ケンネル協同組合代表理事）
西原 裕美 （公益社団法人日本愛玩動物協会京都府支部副支部長）
田中 真人 （精華町健康福祉環境部環境推進室長）
村井 正 （京都市保健協議会連合会会長）
吉田 正美 （京都府動物愛護管理推進計画検討委員会委員）
森岡 梅次 （京都市南区上鳥羽自治連合会会長）
内田 孝 （株式会社京都新聞社編集局総務）
宮本 英樹 （株式会社京都放送総務部長）
大橋 信之 （日本放送協会京都放送局放送部副部長）

（敬称略）

＜京都府＞

宮地 徹 健康福祉部副部長
森田 朗 健康福祉部生活衛生課長
佐藤 昭司 動物愛護管理センター所長
神村 孝 健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長

＜京都市＞

西田 哲郎 保健福祉局保健医療・介護担当局長
中谷 繁雄 保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長
岩田 常幸 家庭動物相談所長
藤川 創 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長

次 第：1 開 会

2 内 容

(1) 「京都動物愛護憲章（仮称）」素案（案）について

(2) その他

3 閉 会

1 開 会

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

ただ今から、第3回京都動物愛護憲章懇話会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は森尚志委員と岡村公子委員については、所用のため、欠席されますことを御報告いたします。

早速ではございますが、村田会長に進行をお願いさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

【村田会長】

本日は、お暑い中、第3回京都動物愛護憲章懇話会にお集まりいただき、ありがとうございます。早速、進行してまいります。

まずは、配布資料及び本日の会議の進め方について、府及び市から説明いただきます。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

本日の配布資料でございます。A4の1枚物で次第、そして資料としまして、資料1がA3横長の2枚物で、「第2回京都動物愛護憲章懇話会における主な意見とこれを踏まえ修正した憲章素案（案）」、A3横長の一枚物で、資料2「憲章素案（第2回懇話会提示案と第3回懇話会提示案の対比表）」、資料3「憲章素案（案）A案～C案対比表」となっております。また、参考配付資料としまして、「委員名簿」、「配席図」、「京都動物愛護憲章（仮称）」パブリックコメント周知の御協力をお願い、「（広報資料）「Kyoto

「Ani-Love Festival」(京都動物愛護フェスティバル)の開催について」を御用意しております。不足等があれば、お申し出ください。

次に、本日の会議の進め方でございます。まず、資料1により、前回意見の御確認と、前回意見を踏まえた全体構成の見直しについて、御意見をお伺いします。

次に、資料2について、修正案について御説明し、御意見をお伺いします。

最後に資料3により、本文項目をさらに集約したB案、C案について説明し、御意見をお伺いしたいと考えております。

【村田会長】

それでは、前回意見の確認と、これを踏まえた全体構成の見直しについて府及び市から説明をお願いいたします。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

お手元のA3の資料、資料1「第2回京都動物愛護憲章懇話会における主な意見とこれを踏まえ修正した憲章素案（案）」を御覧ください。

本資料では、一番左の欄に第2回懇話会で提示した素案（たたき台）を記載しております。真ん中の欄には、当該たたき台に対する前回懇話会での主な意見を記載しております。そのうえで、一番右の欄に、前回懇話会での主な意見を踏まえ、今回、皆様に御呈示します憲章素案（案）を記載しております。

まず、全体を通して、真ん中の欄の主な意見を確認していきたいと思っております。

真ん中欄の一番上でございます。前回、憲章の全体の構成について、多くの御意見を頂きました。

主なところを御紹介させていただきますと、観点の例については、動物愛護に関わりの薄い一般の方が見ても理解できるよう、分かりやすく改めるべきであるという趣旨の御意見を頂いております。また、憲章に京都らしさを含めていくことの必要性について御意見を頂いております。また、本文については、4～6項目が適切。前文もあったほうがよい。観点の例は2、3項目に絞る。全体のバランスはよいといった御意見、前文において、抽象度の高い表現については、本文の後ろへ回し、後文という形としてはどうかといった御意見を頂きました。

これらを踏まえまして、村田会長から、前文についてはもう少し簡潔に。京都から

動物愛護を発信していく意義についても盛り込んでいく。本文は4, 5項目で適切。後文を設けて、取組の例を誰が見てもわかりやすい形に。とのおまとめを頂いております。

次に、前文でございます。表の真ん中欄の2つ目でございます。

京都から発信する意義につきまして、京都の永きにわたる歴史感を表現してはどうかとの御主旨の御意見などを頂きました。また、文章を分かりやすく簡潔にする旨の御意見を頂きました。

次に、本文でございます。

表の真ん中欄の3つ目。わたくしたちは、「動物を大切にしましょう。」につきましては、この項目に限ってではございませんが、本文の表現については引き続き練っていく必要がある旨の御意見があったことや、また、「大切に」との表現は、殺処分などの現実と矛盾しているのとらえられやすい文言ではないかとの旨の御意見を頂きました。

表の4つ目。「動物のことを学びましょう。」につきましては、この「こと」という表現について、各委員から、「習性」等、具体的でわかりやすい言葉を使用してはどうかとの御意見を頂きました。

裏面でございます。真ん中欄の下から3つ目でございます。ここは、考え行動するうえでの観点の例についての御意見でございます。

「動物を大切にしましょう。」に掲げた各観点については、「殺処分」という言葉の取扱いについて、この文言は、使用が難しいものではないかとの問題の提起を頂きますとともに、これについては、殺処分という文言をあえて使用することで、憲章を見る、子どもたちが、現実を学び理解する機会とすること。また、殺処分をなくすよう取り組んでいくことが、我々大人の義務であるとの御意見を頂きました。

続きまして、下から2段目の「動物のことを学びましょう。」でございます。

こちらにつきましては、キーワード表示では主語がなく、分かりにくいこと。動物取扱事業者の皆様については、既に講習会等に日々参加しておられることなどから、事業者が学ぶというのはどうか。といった御意見を頂きました。

続きまして、一番下の段の「動物との正しい関わりを考えましょう。」でございます。

この項目につきましては、有害鳥獣の取扱いを観点として盛り込むことについて問題提起があり、これについては、当該動物を有害鳥獣として位置付けた人間の側の責

任を踏まえて、観点として落とすべきものではないとの御意見を頂きました。

続きまして、次ページでございます。一番上の段の「動物と結んだ絆は最後まで守りましょう。」でございます。

こちらについては、各委員から、終生飼育というキーワードについて、例えば、家族として大切にいらしていきましょうなど、分かりやすく表現すべきという主旨の御意見を頂きますとともに、行政の犬猫の正当な理由のない引取りの拒否の観点も、例示として残しておきたい旨の御意見を頂きました。

最後に、その下の段、「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」でございます。

こちらにつきましては、犬の散歩等を通じて地域コミュニティが生まれるという面があることや、こうしたよい面の醸成には、やはり、飼い主が人に迷惑をかけないという考え方が前提となる社会でなければならないという御意見を頂きました。また、観点の例については、犬や猫に絞って、犬であればふんの放置の禁止、持ち帰りということをストレートに表現した方が分かりやすいとの御意見を頂きました。

以上が、前回の主な御意見でございます。府市では、こうした御意見を踏まえ、今回の案を御呈示するに当たりまして、まず、全体の構成を見直しております。

資料1の1ページにお戻りください。一番右の欄でございます。1つ目の枠の中に矢印がしてあり、その先に、箱書で囲っている箇所がございます。

全体構成の見直しですが、今回、「前文」については、京都から動物愛護憲章を発信していく意義を記載したうえで、できるだけ簡潔にすることといたしました。

「本文」につきましては、今回、表現を若干、再考いたしました。

本文の後ろに新たに「後文」を設けまして、前文では言い切れなかった点を記載し、後ろの取組例につなげる導入文ということにしました。

さらに、この後文に続いて、前回のたたき台では、「観点の例」ということでキーワード表示しておりましたものを、今回は、「取組の例」という形で記載させていただきました。必要なものについては主語を明記し、動物愛護活動に日頃関わりのない一般の方が読んでも意味が分かるような文章形式で記載しました。

また、例示数については、飼い主、行政、愛護団体その他の取組主体が、主体ごとにある程度まんべんなく出てくるということを意識するとともに、前回までの懇話会での御意見を踏まえ、憲章に掲げるべきとされている項目はあえて落とすことがない

よう過不足なく盛り込むために必要な数ということで、各本文につき3項目とさせていただきます。

これにより、本文の5項目について、3項目ずつ取組例があるということで、合計、15個の取組例を憲章において例示しています。

全体構成の変更による、前回案と今回案の違いにつきましては、資料2が見やすいので、こちらで御説明をさせていただきます。

A3資料の資料2「憲章素案(第2回懇話会提示案と第3回懇話会提示案の対比表)」を御覧ください。

内容につきましては、後ほど御説明させていただきますが、全体の構成について、前文については、下線部分に京都から発信する意義を追記し、2段落目は若干、簡略化を図っております。

次に本文については、下線部分ですが、若干、表現を再考しております。また、本文の後ろに、新たに後文を設けております。そして、後文に続く形で、各本文項目に対し、3つずつ取組例を記載しております。御覧のとおり、原則、各文章は一文とし、主語・述語も1つずつとすることで、簡潔で読みやすく、理解しやすい文章となるよう心がけております。

前回懇話会での御意見及び今回の案における全体構成の修正についての説明は以上でございます。

【村田会長】

ありがとうございました。前回意見について補足等のある委員がおられましたら、後ほど、全体的な御意見をお聞きする際に御発言を頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ここでは、まず、前文及び本文まで一旦、事務局から説明を受けてしまいたいと思います。府及び市から、引き続き、説明をお願いします。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは、引き続き、前文及び本文について御説明いたします。

資料2の右側の「第3回懇話会提示案憲章素案(案)」で御説明させていただきます。

まず、前文です。京都から動物愛護を発信していく意義を表記に加えるという点で

す。これについては、第1回懇話会において、憲章の対象について御意見がありました際、日本人の動物観には身近な動物に畏敬の念も払いながら共に暮らしてきたという里山思想があるとのお話を頂いたことや、第2回懇話会において、京都の持つ歴史感を表現したほうがよいとの御意見を頂いたことを参考に、今回、下線部分の形で記載を加えております。

<前文の下線部分を読み上げ>

この記載につきましては、憲章制定の動機となるものですので、少々、長くなりますが、あえて後文には送らずに、ここに置いたものです。

その下、2段落目です。前回案に比べ簡素化しています。前回案の前文にあった「人が動物を通じて周りに迷惑をかけない」のくだりの趣旨は、今回案では、後文へ移しております。また、「人が動物を理解し、適切に関わっていく」のくだりの趣旨は、取組例の方で十分伝えていけると判断し、削除しています。

次に本文でございます。まず、1つ目の「1. 動物を思いやりましょう。」です。こちらにつきましては、「大切にしましょう」との表現は、犬猫や野生鳥獣の殺処分等の現実と矛盾した表現であるという御意見を踏まえ、こういった殺処分の対象となる動物に対しても成り立ちやすいと考えられる「思いやりましょう」という表現に改めたものです。

次に、2つ目の「1. 動物のことを学びましょう。」でございます。前回の懇話会において、「こと」という表現を「習性」などの言葉で具体的に示してはどうかの御意見を頂いたところです。

この御意見につきましては、今回案では新たに取組例を置き、具体例を分かりやすく記載する形になりましたので、取組例のところ記載をいたしました。このページの下の方を御覧いただきますと、取組例がございます。取組例の方の「1. 動物のことを学びましょう。」をご覧ください。

こちらの1つ目の例示において「飼い主は、動物の習性や飼ううえでのきまりを学びます。」という形で記載しております。

府市といたしましては、本文の表現は、様々な方がそれぞれの立場から自分のできることを自由に発想できるような抽象度の高い表現としたいと考えており、あえて文章の抽象度を上げる趣旨で「こと」という表現は、今回、そのまま置かせていただいております。

次に、本文3つ目の「1. 動物との正しい関わりを考えましょう。」でございます。こちらにつきましては、前回同様、そのまま置かせていただいております。

次に、4つ目の「1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。」でございます。下線部分について、前回から若干表現を改めています。まず、前回案の「動物と結んだ絆」を、今回案では、より簡潔に表現するとの趣旨から「動物との絆」と改めました。

次に、前回案では、「最後まで守りましょう。」となっていたところを、今回案では、「最後まで大切にしましょう。」と改めました。

これは、前回案では、本文の第1項目で既に「大切に」との文言を使っていたため、同じ言葉の重複を避けるという意味で、第4項目ではあえて「守りましょう」と表現していたところでございます。今回、本文の第一項目を「思いやりましょう。」に改めたため、「大切に」という言葉が使えるようになったことから、この項目の趣旨に素直な表現である「大切にしましょう」に表記を改めたものです。

次に、5つ目の「1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」でございます。こちらにつきましては、前回同様、そのまま置かせていただいております。

前文及び本文の説明は、以上でございますが、もう一点、御意見を頂きたいことがございます。

資料には表記していませんが、前文や本文の「わたくしたちは」との表記について、「わたくしたち京都府民、市民は」と表記してはどうかとの御意見もありましたので、「京都府民、市民」を追加することも併せて御意見いただきますようお願いいたします。

【村田会長】

ありがとうございました。前回の委員の御意見についての補足を含めて、事務局から説明を頂きました。全体構成、前文について委員の皆さんの御意見を改めてお伺いしていきたいと思っております。

いずれの部分についてでも結構ですので、御意見のある方から御発言をお願いいたします。

なお、御発言の際には、録音の関係上、マイクを御使用ください。

それでは、よろしく申し上げます。

【宮本委員】

最後に説明を頂きました、前文の部分に「わたくしたち京都府民，京都市民は」という文言を入れるという意見については、このままの方がよろしいのではないかと。理由としましては、「京都で」とすぐ続きますので、わざわざ京都府民，京都市民という表現は必要ないかな，というふうに思います。以上です。

【村田会長】

いま御意見を頂きました内容につきまして、追加あるいは別の御意見がある場合には御発言をお願いいたします。

【内田委員】

宮本委員がおっしゃった「府民，市民」という言葉について、私も必要はないであろうと思います。「ここ京都で」というくだりと重なってしまうということ。

もう1点は、府民，市民以外の一時的に滞在される旅行者や修学旅行生といった人たちにも範囲を広げるということであれば、あえてそれは必要ないんじゃないかと思いました。

それと、前文の中に「いきもの」という言葉があります。あえて事務局の方が使っておられるのかもしれませんが、それ以降のところでは基本的に動物という言葉を使っていますので、ここも動物というふうに統一すべきかなど。あるいは、もう少し「いきもの」という広い範疇にしておいて、昆虫なども含めて「いきもの」とすべきなのか。事務局の方にお伺いしたいのですが。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

動物よりも少し範囲を広げて、自然観が感じられるような言葉遣いということで、「いきもの」ということにさせていただいています。

【村田会長】

府民，市民について、説明がされているため必要はない，それから，観光客を含めて外から来られる方にも十分理解していただけるという点からは，あえていらぬのではないかという意見が続いたのですが，それについてはよろしゅうございますでしょうか。

【清水委員】

大タイトルが「京都動物愛護憲章」ですし。

【村田会長】

他に御意見がなければ、「府民，市民」という表現を入れずに，そのままの形でさせていただきます。

その次に御指摘いただいた，最初の1行目にだけ「いきもの」という言葉があつて，非常に感性を呼ぶ言葉としては分かりやすいのですが，その後，「いきもの」という言葉が出てこないのので，その辺りの整合性をどうするかということで，御意見を頂きました。

その辺りにつきまして，御意見を頂戴したいと考えますが，いかがでしょうか。

私から，委員としての意見ですが，「いきもの」となると，多分，事務局のイメージでは，在りとあらゆる人間以外の生きとし生ける命を共有するものという表現で，虫であったり，極端に言うとも植物まで入る可能性があるということですが，他にこれ以降で出てこないという文言の制約がありますので，できれば，動物という形で置き換えられるのでしたら，置き換えた方がよろしいかと。その場合に，例えば，複数形で「動物たち」という表現もあるのかと思うのですが。そうすると，文言も本文の「動物たち」をどうするかといった話もあるのですが，その場合は単純化して，単数，複数も含めて動物たちとするのがすっきりする気がいたします。「いきもの」はいい言葉なのですが，ここ一箇所しか出てこないという残念な配置ではあります。

他に御意見があれば，どうぞ。

【岩田委員】

文の流れから言うと，前文の「ここ京都で～」というところは，どちらかと言うと，総論的な導入部分だと思うんです。その後続いて，「ここ京都を～」というところから各論に入ってくるような意味合いを感じます。そうしますと，生き物という全体的な生物の関わりという意味合いを考えるならば，「いきもの」でもいいのかなと。むしろ，「いきもの」の方が言葉として分かりやすいというか，広く生物を大切にしなければいけない憲章の導入部分というふうに理解できるので，ある意味，「いきもの」

という言葉を使うのも一つかなという気がします。文章として、「いきもの」という言葉が後から出てこない、「動物」に統一しなければならない、ということがあるのであれば話は別ですが、これはこれでそれなりの意味があるのではないかなという気がします。前文という意味合いから言って、「いきもの」という言葉を使うのは、そう悪くはないと個人的には感じました。

【村田会長】

「いきもの」は生き物として表現上、広い範囲を含むということで、最初の取っ掛かりをイメージする文章としては生きていいのではないかという意見でございました。他に御意見がありましたら、お願いします。

【岩田委員】

先ほどの「府民、市民」という言葉を「わたくしたちに」の後に入れるという話がありましたが、これは前文、本文どちらのことでしょうか。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

どちらにというのではなく、前文、本文のいずれか、あるいは両方といったことも含めて、お伺いしたいという趣旨でございます。

【岩田委員】

複数の委員からいらないという意見があり、私もそう思いましたが、京都から発信ということもあると思います。我々京都市民、京都府民は憲章を制定して、動物愛護活動を全国、世界に発信するという意味合いもあるので、もちろん観光や留学でいらっしゃっている方、一時的に滞在している方もこれを理解いただくのは当然の話だとは思いますが、あくまでも京都から発信という意味合いから考えると、あってもいいのかなと。まあ、なくてもすっきりとするのですけれども。そこが悩ましいところだという気がします。

【安積委員】

先ほどの「いきもの」の件ですけれども、私も岩田委員と同じ考えで、前文の流れ

から行くと、「いきもの」の方がずっと入ってくるんです。その後、生き物の中に「動物」というふうに流れていくので、その後「いきもの」という言葉が出てこなくてもおかしいとは思いませんし、文章的には「いきもの」の方がいい感じに受け取れます。

【村田会長】

ありがとうございます。

時間の関係で、他に後文もありますので、まとめさせていただくと、私個人の意見としては、置いておいてはいかがでしょうか。もし、パブリックコメントや府市の議員さんの会議などもあるかもしれませんので、そういうところでも御意見を頂いて、大所高所から見られるとことだと思えます。府民、市民は色々な経緯があるかとは思いますが、ここでは多分いない、外した方がすっきりするというので集約したいと思います。

本文の方は一応、5項目を提示していただいています。この件に関してはいかがでしょうか。事務局から説明いただいた背景をもう一度頭に入れていただいて、御意見を頂きたいと思えます。

【上村委員】

一番下の右の欄の「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」の中で、「猫は、室内で飼うよう努めます。」という文があるんですが、組合の中では「家猫運動」というのをやっているんです。「家猫運動」とは家で飼いましょうということを行っているんで、英語ではハウスキットという言い方をしているんですけど、日本語に訳すと「飼い猫」という形になっているんで、「家猫運動」の方がいい気がするんですけど。参考までに言ったものです。

【村田会長】

これにつきましては、後文でももう一回話が出てきますので、今の御意見は取っておいて、その際に御意見を頂きたいと思えます。

それでは、いつでも追加の御意見、構いませんので、進行上、後文及び取組例について、検討していきたいと思えます。

それにつきまして、府及び市から説明をお願いいたします。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは、後文及び取組例について御説明させていただきます。

資料2の右側を御覧ください。まず、後文です。

＜後文を読み上げ＞

最初の「動物の命に思いをはせる繊細な心」という部分は、前文の「いきものに関わり、その命を尊ぶわが国ならではの暮らしのかたち」という記載を受けまして、我が国の文化の中心である京都の人々には、こうした心があるということを記載しております。

次の「他人に迷惑をかけないという美意識の上に立ち」というところは、今回、前文から後文へ移したところですが。前回の委員会においても、人が動物を通じて周りに迷惑をかけないという考え方は、様々な取組の前提におくべき考え方であるとの御意見がありました。このことを踏まえ、個別の取組例の中で記載するのではなく、その前に来る、この後文の中であえて記載することとしました。

次に、取組例への導入の役割を担う文章として、「この憲章に基づいて、様々な立場で動物と関わる中で、例えば、次のようなことに取り組みます。」という形で記載をしております。

次に、「取組例」について説明させていただきます。

一つ目の「1. 動物を思いやりましょう」でございます。

こちらにつきましては、前回案では、動物愛護活動の実践・参加や、愛護意識の普及啓発・愛護教育、殺処分ゼロを目指す、とのキーワードを掲げておりました。

今回案では、1つ目の例として、愛護活動や啓発、愛護教育等を分かりやすく表現するということで「動物の命を尊ぶ心を子どもたちに伝えます。」とさせていただきます。

2つ目の例は、飼い主の動物の健康、安全への配慮義務の観点について「飼い主は、動物の健康や安全に気を配ります。」と表しました。これは、前回案では、観点としては、2つ目の「動物のことを学びましょう」のところ入っていたのですが、今回、移動させたものです。

次に3つ目の例は、殺処分ゼロを目指すということで、「行政は、やむなく殺処分し

なければならぬ犬や猫のいないまちを目指します。」としました。

次に、2つ目の「1. 動物のことを学びましょう。」でございます。

前回案では、観点として、動物販売業者の方の説明責任、愛護に係る人材の育成、分かりやすい、理解されやすい情報の提供をキーワードで挙げていたわけですが、今回は、1つ目の例として、先ほど御説明しました「飼い主は、動物の習性や飼ううえでのきまりを学びます。」を記載しています。

2つ目の例は、「動物取扱事業者は、飼い主に正しい飼い方を伝えます。」とさせていただきます。

最後に3つ目の例として、分かりやすい、理解されやすい情報の提供の観点ということで、「テレビや新聞などは、動物の問題についてわかりやすく伝えます。」とさせていただきます。

次に、3つ目の「1. 動物との正しい関わりを考えましょう。」でございます。

前回案では、繁殖制限、各種取扱規制の遵守、迷惑の防止や感染症対策、科学上の利用、身近な動物、飼養者、取扱業者への関心、有害鳥獣等の取扱いなど、多様な論点をキーワード表示しておりました。

今回案では、まず、1つ目の取組例として、繁殖制限や迷惑防止などの観点から「周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません。」といたしました。

次に、前回案では本文第5項目である「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」のところに記載していた、「所有者明示」の観点をこの項目に移しまして、「飼っている犬や猫が迷子になって困らないよう、飼い主がわかるマイクロチップなどを付けます。」としました。

この「マイクロチップ」という言葉は、一般には馴染みのない言葉かもしれませんが、今後の趨勢としていくべき取組ですので、本文第一項目の取組例のところで「殺処分」という言葉を使用したと同様に、マイクロチップという言葉についてもここであえて使用し、この憲章を見た子どもが、「マイクロチップって何だろう」という形で疑問を持ってもらう。すなわち学習のきっかけにしてもらうという意味で、そのままの言葉で記載しました。

3つ目の取組例は、本懇話会で御意見がございました野生鳥獣、畜産動物、科学上の利用がなされている動物等との関わりに関する観点を示すものとして「日々の生活や科学の発展のため、人がやむなく動物の命を奪っていることについて考えます。」と

しています。

次に、4つ目の本文項目「1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。」です。

こちらにつきましては、前回、終生飼育、犬猫の取引を観点としてキーワード表示しておりました。

今回は、お示ししています3つの取組例「動物を飼う人は、大切な家族として動物が命を終えるまで共に暮らします。」、「飼い主を失った犬や猫を新たな家族として迎えることを考えます。」、「行政は、飼われている犬や猫の安易な引取に応じません。」という形で表示しております。

最後に、5つ目の本文項目の「1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」でございます。

こちらにつきましては、前回案では、ふん尿被害など他人への迷惑の防止、所有者の明示措置、適切な管理への協力（恣意的な餌やりの防止）を観点としてキーワード表示しておりました。

前回懇話会で、犬や猫に絞って、ふんの持ち帰りなどをストレートに表記した方が分かりやすいとの御意見がありましたので、これを踏まえ、今回は、「犬のふん尿は自宅でさせます。また、散歩時にしたふんは必ず持ち帰ります。」、「猫は、室内で飼うように努めます。」、「地域の人々で協力して、人と猫が共生できる「まちねこ活動」に取り組みます。」といたしました。

後文と取組例の御説明は以上でございます。

【村田会長】

ありがとうございました。

御意見のある方は、意見をお願いいたします。

【岩田委員】

後文の中で、「様々な立場で動物と関わる中で」とありますが、「で」が続くので、「関わる中」と切ってしまうでもいいのかなど。文章の流れの中で、そう感じました。

あと、「ふん尿」という言葉ですが、「排せつ」あるいは「排せつ物」という言い方が少し言いやすいのかなという気がします。検討いただければと思います。

【村田会長】

ありがとうございました。

先ほどの、「家猫運動」という表現をどう取り入れるかという御意見ですが、ただ、下の項目に「まちねこ」が出てくるので、その辺りで混乱しないかというところが一つあるかと思えます。

【清水委員】

「家猫」という言葉ですが、外へ出ていくのが多いので、それも家猫で、飼っている猫だろうと。「室内」の方がはっきりして、分かりやすい。「家猫」では少しややこしい。

また、後文中の2行目で「この京都動物愛護憲章に基づいて」と言った方がよいのでは。くどいかも分かりませんが。

【村田会長】

事務局からも御説明がありましたけれども、後文は非常に具体的なものでして、実質的には、本文という5つの項目なのですが、現在、具体目標として行えるものという形で後文を配置されております。ですから、その辺りの表現、内容について分かりにくいや追加した方がいいといった御意見がありましたら、いただければと思います。

多分、この京都動物愛護憲章が独り立ちした時に、本文が中心となって、5つの項目がこの場合は出ていくということで、後文については、パンフレットの説明の折に具体的な行動事例のような形でも利用されるかと思えます。したがって、対象は結構広い範囲にわたると思えますが、中学生からお年寄りまで、あるいは老若男女まで分かるような表現になっていければよろしいかと思えますが。

また、先ほど岩田委員から言われました「ふん尿」はダイレクトで「排せつ」という言葉もありましたが、小学生や中学生が分かるかは分かりませんが、むしろ難しい言葉を並べておくのも一つの手かなと。大人の世界に近付くために勉強するための一つの文言として面白い置き換えかなと思えます。非常にソフトな表現なので。

【内田委員】

1番の3行目と3番の3行目について、やむなく殺処分というところと、やむなく

動物の命を奪っているというところなんです、最初のやむなく殺処分というところは要するに飼い主が飼いきれなくなって、ということですね。

そして、2つ目は動物実験とかそういったことかと思うんですが、2つ目は分かるんですが、2つの部分が意味合いとして、最初に読んだ時に区別して読み取ることが可能かどうか気になるというところなんです。多少ごちゃごちゃするかもしれませんが、最初のところは、「飼い主の事情で」という言葉を付けることで、ペットを飼いきれない話であり、2つ目はこのままだと動物実験の話であり、区別が付くと思うんですが、いかがでしょうか。

【村田会長】

今の御意見は、私の理解では、行政はやむなく飼い主の事情でという文言が入ったらという意見で御考慮いただきたいと思います。

ちなみに、「日々の生活」という言葉についてはいかがでしょうか。これはどういったことを言っているか、お分かりでしょうか。

私の理解では、日々の生活というところは、我々は肉を食べなければいけないでしょうということで、「畜産動物」です。実験動物ではありません。それを表現しています。我々は製品としては知っているけれども、背後にある動物の命が一つずつ失われていることに思いを馳せなければならない。我々は動物を犠牲にしなければ、日々の生活、食糧が成り立っていかない、そういったことが入っていると理解しています。

【清水委員】

この程度の表現で抑えておいた方がいいんじゃないでしょうか。

【岩田委員】

この文章で分からない人もいますけどね。ただ、「日々の生活」について説明がなされれば、市民が保健センターに伺った時に、職員が丁寧に説明をすれば、理解を頂けるんじゃないか。事あるごとに説明をしていけばいいんじゃないかというふうに思います。

あと、行政がやむなく殺処分ということについては、動物を飼っている方、全く動物を考えたことがない方は分からないかもしれませんが、通常、一般的には昔から狂

犬病予防法が制定されて以降、捕獲、殺処分を何十年とやってきて、日本は狂犬病を撲滅したわけです。それが根強くありますので、この意味合いというのは、古い言葉が頭にありますので、多くの方がここにあることが理解できるんだろうと思います。京都だけではなくて、全国的にですけれど。言葉は悪いですが、犬を飼っている方が犬を逃がして、保健所に保護されていたら、早く行かないと殺処分されてしまうといった大きな誤解があって、それを払しょくする方が大変です。今は飼い主を探してという活動をしているわけですが、すぐに殺処分されるという誤解の方が多いのであって、こういう言葉で十分意味は理解できるだろうと思います。

【清水委員】

元々は、法律で「終生飼いましょう」となりましたので、1番の3つ目も4番の3つ目もその話ですので、ここはいいかなという気もいたしました。

【松岡委員】

私自身は、やむなく殺処分を理解はできるんですが、いま身勝手な飼い主が多すぎて、やはり身勝手な飼い主が病気になった歳をとった動物をこんなはずではなかったと連れて行く現実があるので、理解はできるけど、分かっていないという方が多いので、やはり行政のやむなくというところに先ほど言うておられたように、「飼い主の都合で」とか「飼い主の身勝手に」というはっきりとした言葉が入った方が、私はいいいかなと思います。

それと、後文のところに、「例えば」とありますが、いらないのではないかと思います。

【村田会長】

ありがとうございました。

「例えば」は、取組例の15項目がもしパーフェクトな形ですべて抑えられているなら、落とせる言葉かと。すべてをカバーしている意味ではいらないという意見でした。

【吉田委員】

下から3行目ですが、犬のふんは自宅でさせますと言い切っていますが、その次に「散歩時にしたふんは」と言っていることは少し辻褃が合わないんじゃないかと思うんですが。それであれば、自宅でさせるように努めます、努力する、と換えられたらどうかと思いますが。

それと、前文なんですが、1行目の「わが国ならではの暮らしのかたちを」というのが何を指しているのか。「わが国ならではの」というのがどういったことを言っておられるのか少し分からなかったのですが。

それと、細かいことですが、本文の字ですが、「思いやりましょう」、「学びましょう」、「考えましょう」、「大切にしましょう」、「つくりましょう」とありますが、最後の「つくりましょう」を漢字にされた方が視覚的に分かりやすいのではないかと思います。平仮名にされているのは何か意味があるのかなと思いました。

【村田会長】

事務局の方に、具体的な質問が投げかけられたんですが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局（中谷京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長）】

前日も御意見あったかと思いますが、例えば、里山思想的な自然観というか生物観があるかと思いますが、京都であれば「しまつの心」といった質素儉約だけではなくて、頂く命をできるだけ大切にしようという暮らし方があり、そういったことが動物や生き物を大切にするという気持ちに繋がっていくのかなと。そういう中身を込めまして、「わが国ならではの暮らしのかたち」とさせていただいています。

【吉田委員】

世界的にもみんな命は大切にされていると思うんです。「わが国ならでは」が強調されているので、ちょっと何かかなと思いました。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

もう一点、本文の「つくりましょう」という漢字ですけれども、あえてここを平仮名にしていますのは、当てる漢字が難しいのかなという配慮から、平仮名にさせてい

ただいています。

【事務局（中谷京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長）】

一般的に、「まちづくり」という言葉を使っている時は、行政はどちらかというところ平仮名を使うことが多いので、平仮名にさせていただきます。

【村田会長】

「つくる」というのは漢字で3つくらいありますね。「作文」の「作」,「造成」の「造」,「創造」の「創」ですね。例えば、一つの漢字を当ててしまうと、そのイメージが固まってしまうので、あえてという形でしょうか。理念ですので、どういうふうにも取れる形で持っていかれたのだと思いますが。

【上村委員】

先ほど、吉田委員が言われた前文のところは分かると思います。日本は農耕民族ですよね。欧米なんかは狩猟民族なんで、農耕民族の人間は、牛とか田畑を耕すのに大切にしてきた歴史があると思います。反対に、ヨーロッパは狩猟民族ですから、狩りをして動物の肉を食べるという形なんで、その違いが多分、わが国ならではの生き物の関係だと思っています。

【村田会長】

例えばですけど、将来、外国に発信するということが出てくるとすれば、なかなか非常に訳すのが難しいなあという表現なんです。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

もう一点、御指摘のありました「犬のふん尿は自宅でさせます」というところですが、元々、「やむなく散歩時にしたふんは」としていたのですが、「やむなく」は外して、散歩時にしたふんは飼い主の責任として、持ち帰ってもらうということで記載しております。

【事務局（中谷京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生担当部長）】

元々、やむなく、どうしてもしてしまった場合だということで、「また」以下を考えております。少し表現については、考えさせていただきます。

【岩田委員】

散歩時に万が一した時、という説明がございましたけれども、それでいいと思うんですね。最終的には、排せつ目的の散歩をやめましょう、もしくは散歩は排せつ目的ではありません、というような将来的な周知をしていただいて、意見を頂くことが最終目的というように思いますけどね。

【松岡委員】

私も岩田委員と同じで、犬のふん尿は自宅でと言い切っておいていいと思うんですよ。ただ、動物なので、してから出てもたまたますることが絶対ないということは言えないと思うので、後ろの表記だけが、「たまたました」とかももう少し分かりやすい言葉にした方が。排尿をするために外へ行くという感覚の方がまだ外でふんや尿をすと思っておられるので、子犬の時から家でして、してから外へ出るという習慣のままで、外へ行くのは運動のためという感覚になっていただくのがベストと思うので、後ろの書き方だけ上手くできればと思います。

【村田会長】

例えば、「散歩時にしてしまった」とかそういうことになりましょうか。

この辺りは事務局でも頂戴した御意見を参考にして文言の検討をお願いできますでしょうか。

また、「家猫」という表現をどうするのかについては、いかがでしょうか。

【上村委員】

猫は一旦、外に出してしまうと、出たくなる習性があるんですが、それが逆に猫にとってストレスになるんです。本来、猫にとっては家で飼う方がいいので、私たちは「家猫活動」といった形で行っています。

それが、この憲章に合うのかどうかは分かりませんが。

【岩田委員】

今の「家猫」という言葉ですけれど、基本的に今、我々の周りには猫は100%「家猫」ですね。ここで「まちねこ」と言っているのも、これも「家猫」ですね。本来は「家猫」なんです。これがなぜまちねこになるか、なぜ野良猫になるか、というところを考えさせることだと思いますね。ツシマヤマネコやイリオモテヤマネコといった特殊な猫はいますが。すべて家猫ですが、我々の手によって、立場が変えられているだけなんです。我々の手が加わって、野良猫なりまちねこになっているだけですから。これを正そうかというのが憲章ですから、これはこれで理解ができ、これでむしろ理解をしていただかないといけないのだろーと思ひますね。

【村田会長】

ありがとうございました。

そういう意見もありますので、事務局の方で、案を出されるのであれば、お願いしたいと思ひます。

それでは、この資料2については、この辺りでとりあえず置いておきまして、次に、実は憲章の形式についても意見交換をお願いしたいと思ひます。

その前に、府及び市で作成されたB案、C案というのがありますので、御説明をお願いしします。

【事務局（藤川京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長）】

それでは御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

こちらに、左にA案、真ん中にB案、右にC案と記載しております。これは、前回の懇話会で、本文の項目数が検討項目として挙がっておりましたので、本文の項目数をもう少し減らして、より簡潔にしてみた場合、どうなるかということを検証する意味もあり、作成したものでございます。

今回、これまで説明させていただきました素案の（案）をA案として、A案を基に本文項目を4つに減らしたB案、さらに3つに減らしたC案を作成いたしました。

A案からB案にかけては、本文の最初の2項目「動物を思いやりましょう」と「動物のことを学びましょう」を、「動物を思いやり学びましょう」という形で一項目に集約しております。これを受け、下の取組例につきましても、それぞれ、矢印のとおり

に、他の項目の類似箇所へ割り込ませております。

取組例については、削除してしまうというのも一つの方法ではございますが、基本的に、A案に掲げた項目は、これまでの懇話会で憲章に示していくべきとされたものですので、あえて削除をしないようにしたものです。

B案からC案にかけては、本文の最後にありました「人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。」という項目が、それ以前の本文の各項目を究極的に一まとめにしたような表現でございますので、これを前文に格上げしてしまうことで、さらに本文項目を削ったというものです。そのため、下の取組例はさらに他の項目へと割り込ませております。

また、C案の後文につきましては、御参考に検討いただくという意味で、京都から発信していく意義ということについて、少し観点を変えて例示を挙げさせていただいています。こちらの表現の一部を、元のA案に取り入れた方がよい部分などもございましたら、それについても御意見を頂ければという趣旨で記載させていただいております。

A案、B案及びC案の説明については、以上になります。

【村田会長】

ありがとうございました。

これは、事務局の方で御努力いただいて、現行では、この間の話の流れでは、本文が5つ、憲章の中身としては、5本柱ということで、委員の方々の了解は得ているのですが、あえて、それを4つにあるいは3つに形を削いで、シャープに鋭くした場合に、本文はこういうふうにはなるけれども、具体的にメッセージとして、我々に伝わってくる後文はどういうふうになるかということシュミレーションしたんじゃないかということです。ですので、私の感覚では、これを参考にさせていただければと思いますが、15項目をどうしても不可欠という形で具体的項目に挙げるならば、資料3のように非常に本文自身は短くて本当に鋭いのですが、その後、しわ寄せが来るというのが見えてくるのが、事務局のシュミレーションです。私もそういう感じを受けますので、その点について、念のため、委員のみなさんから御意見を頂きたいと思っております。

なかなか、密度の濃い資料3を見ていただくのは大変かと思いますが、いかがでし

ようか。やっぱり5項目の本文にした方が、私はすっきりすると思うのですが。委員の皆様のお意見はいかがでしょう。そうすると15項目で1つ当たりが3つずつぐらゐの後文、あるいは具体的な目標がそれぞれの本文の1つずつに付いてくる。ぶら下がるのは3つであると。ちょうど子どもにも5本柱でしたら、学校の先生が5つの指で数えて、教えることができる。我々の能力的にもちょうど5つくらいがいいかなと。3つは少し寂しいなあと。現行ではいろんな憲章があると思うのですが、前回までの流れでは、4～6つまでという大まかなところで、間を取って5つにまとめられたという経緯があります。

【岩田委員】

私も、この5項目のA案が一番しっくりくるなと思います。

【村田会長】

ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。

【清水委員】

基本的には同じ意見ですけれども、結局3つに絞りますと、後の説明が増えてしまつて、何が何だか分からず、覚えにくいということになります。

【村田会長】

ということでですね、せつかく事務局の方でシュミレーションしていただいたのですが、懇話会では、5項目の本文とそれにぶら下がる形で15項目、具体的な目標を掲げた方がいいのではないかと。トータルとしては同じだと思いますが、3×5ではなく、5×3という形で持っていったらいかがでしょうという形で、この場ではA案を推したいと思います。

他に全般に前文、本文などについて、追加の御意見がございましたら、出していただければと思います。

【内田委員】

前文ですが、先ほど分かりにくい意見があったかと思うんですが、同感です。先ほど、会長も英訳して発信する機会があるかもしれないとおっしゃっていましたが、そういったことも踏まえますと、この文章をざっと見た時に、「ここ」とか「その」とか非常に余分なところが多いんですね。事務局の方がたくさん言葉を付けられることとなった原因としては、意見が委員からたくさんあって、そこをたくさん盛り込もうとした結果、非常に分かりにくく複雑な文章になっているんだと思います。もし可能であれば、私の個人的な意見としては、なるべく不要な部分はそぎ落として、例えば、「命を尊ぶ暮らしを永く続けてきました」といったくらいの言い方にしてしまって、この分量の半分くらいに圧縮できると思います。なるべく、簡素、簡潔にした方が、一度制定した以上は、改定は難しいでしょうし、実際、我々が京都関係の憲章をぱっと思いつかせる時に、メッセージが強く伝わってくることは、「旅行者をあたたかくむかえましょう」といったことで、余分なことを付けずに言うておられても、十分伝わるだろうなど。だから、この京都は残すにせよ、なるべく簡潔な形で持っていく方が、より強くメッセージが伝わるかなと思いました。

【大橋委員】

資料3で申し上げますと、5項目がいいのかなと思いますが、B案で「動物を思いやり学びましょう」とありますが、「思いやる」というのは、かなり感情面の強い言葉と、「学ぶ」という知識的な言葉を組み合わせると一項目にするのは、どうなのかなという点もあります。一つにするのであれば、「動物のことを学び、正しい関わりを考えましょう」の方が、一つにしやすいのではないかと感じました。

また、資料2の後文のところ、1番の3つ目を読んだ時に、「しなければならない」までが長いものですから、「犬や猫のいないまちを目指します」というところが独り歩きしそうな部分がありまして、「飼い主の都合でやむなく殺処分する」といたしますと、短くまとまりが分かりやすいのではないかという気がしました。

あるいは、憲章の5項目目に「心地よいまちをつくりましょう」という文言がありますので、ここはまちを使わずに、「飼い主の都合でやむなく殺処分する犬や猫がいなくなることを目指します」というように、「まち」でなくてもよいのかなという印象を持ちました。

それでも、行政が殺処分される犬や猫をなくするのはどういった手段で目指すのかと

いうのは、やや分かりにくいなと思う面もあります。一人一人の府民，市民の方の意識を変えていった末に，それが成し遂げられるのかなとは思いますが，直接的に行政がされるのはどういったことだろうなという印象を持ちました。

【村田会長】

ありがとうございました。

いみじくも文章と言葉の達人の委員からの御意見ですね。

ですから，その辺の文言につきましては，事務局の方で，またお手数ですけど，もう少し簡素化あるいは明確なメッセージが出せるように，もう少し筆を入れていただければと思います。

流れから言って，5項目のA案ということで，お願いしたいと思います。

もし他に御意見がなければ，今日は重要な懇話会だったと思いますが，これで方向性が大体見えたと思いますので，あとは事務局に文言のブラッシュアップをお願いしたいと思います。本日の内容については，以上のとおりとなりますが，そういう意味では，委員の方々から有意義な御意見を頂けたかと思います。

最後に，今後の進め方について，府及び市から御説明と連絡を頂きたいと思います。

【事務局（神村京都府健康福祉部生活衛生課動物愛護管理担当課長）】

本日は，大変貴重な御意見をありがとうございました。

憲章に係る今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日，憲章素案の案ということで，提案させていただきました。皆様から頂きました意見等を踏まえ，府市で憲章の素案を作成していきたいと思います。

この憲章素案を，8月20日に，府市それぞれの議会の委員会へ報告しまして，翌21日から，府民，市民の皆様から御意見を頂くパブリックコメントを開始していきたいと思っております。

パブリックコメントについては，10月10日まで実施し，様々な御意見を頂きたいと思っております。

また，9月20日から9月26日までの動物愛護管理法で定められております動物愛護週間に合わせ，9月21日に京都市中京区の新風館において，府市共同開催の京都動物愛護フェスティバルをいうものを開催いたします。その会場において，本憲章

に係るシンポジウムを開催して、その場でも来られる方の皆さんからも憲章について御意見を頂戴したいと考えております。この京都動物愛護フェスティバルにつきましては、お手元に参考資料として7月31日付の府市合同広報発表資料をお付けしておりますので、また、参考にしていただきたいと思います。

パブリックコメントを経まして、10月には府市民の皆様から寄せられた御意見をとりまとめてまいりたいと考えております。そのうえで、11月に第4回となります本懇話会を開催させていただきたいと考えております。第4回会議では、パブリックコメントの結果やこれを踏まえた憲章（案）について御報告して、皆様から最終の御意見を頂いて、まとめていきたいと思っております。

そのうえで、本年12月には、憲章を制定して参りたいと考えております。

11月に予定しております第4回の懇話会につきましては、後日、皆様に御都合を聞かせていただいて、決めていきたいと思っております。

次に、府市から、委員の皆様へ御協力をお願いしたいことがございます。

お手元に「京都動物愛護憲章（仮称）パブリックコメント周知についての御協力をお願い」という資料を付けております。

府市では、京都動物愛護憲章が、真に府市民の声を反映したものとするため、また、憲章の幅広い層への周知により、憲章制定の取組の機運を一層、盛り上げていきたいと考えております。

このため、できる限りたくさんの皆様から、パブリックコメントにおいて御意見を寄せていただきたいと思います。

このため、誠にお手数ではございますが、委員の皆様の御所属団体やネットワークを通じまして、パブリックコメント募集のパンフレットの配布や、府市のパブリックコメントに係るホームページの御紹介など、よろしければ、御協力を頂けないかと思っております。御協力いただける委員の皆様におかれましては、資料の連絡先まで、御一報を頂ければと思っております。

連絡事項は以上のおりです。本日は、大変ありがとうございました。

以上で、第3回京都動物愛護憲章懇話会を終了いたします。

（終了 午後3時45分）